

# すみだ SDGs アワード実施要領

令和6年10月7日

## 1 目的

墨田区SDGs宣言（以下、「宣言」という。）を行った事業者・団体のSDGs達成に向けた取組のうち、特に優れた取組を表彰し「モデルケース」と位置づけ、取組みの促進に資する支援を行うことで、地域におけるSDGs推進を深化・波及させることを目指す。

## 2 公募の対象

(1) 既に宣言を行った事業者・団体等であって、次の各号に掲げるいずれにも該当しないものとする。

宣言を行ったとは、墨田区公式ホームページに「墨田区SDGs宣言」事業者・団体等一覧に掲載されていること、または未掲載ではあるがLoGoフォームにて宣言内容を送信したことを指す。

関係法令等に違反する重大な事実があるもの

公序良俗に反するもの

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員と密接な関係を有するもの及び同条第6号に規定する暴力団員

前各号に掲げるもののほか、宣言事業の趣旨に基づき、区長が適当でない  
と認めるもの

(2) 対象は(1)に規定する者の宣言を行った取組とする。ただし、宣言後の進捗の変化等に応じた改変は可とする。

(3) 取組内容（事業者名・団体名等含む）の公表・掲載が可能であること。

(4) 1企業・団体等につき1件とする。

## 3 公募

### (1) 募集期間

令和6年10月7日（月）～11月8日（金）

### (2) 応募方法

提出書類

・すみだSDGsアワード応募用紙

## 提出方法

- ・電子メールによる提出書類の送付

## 提出先

- ・すみだSDGsアワード運営事務局  
sumidasdgs@webrica.jp

## 注意事項

- ・提出書類は返却しないこととする。
- ・応募内容（文章・写真・図表など）は、他人の著作権・肖像権・プライバシーなどの権利を侵害しないものにしてください。他人の氏名や写真など、個人の特定につながる情報を掲載する場合は、必ず事前に本人からの同意を得ること。

## 4 審査基準

### (1) SDGs との関連性

SDGs17 の目標達成に寄与するものであるか

### (2) 透明性

取組の内容を評価・公表しているか、又はその計画を有しているか

### (3) 効果

2030年のあるべき姿の実現に寄与し、社会的にインパクトを有するものであるか

### (4) 将来性

取組の発展、及び他者との連携・協働、又は他者への波及が見込めるか

### (5) 主体性

当事者意識を持ち主体的に取り組んでいるか、又は取り組むための仕組みを有しているか

## 5 審査方法

### (1) 一次審査

事務局による書類審査

### (2) 二次審査

有識者等で構成する審査会における審査

## 6 結果の通知

受賞者を墨田区公式ホームページに掲載することをもって、全応募者への結果通知とし、受賞者のみに対して別途連絡を行う。なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立ては受け付けない。

## 7 賞の種類

### (1) すみだ SDGs アワード 概ね 10 者程度

墨田区における SDGs 推進のモデルとなり得る優れた取組

### (2) セブン-イレブン・ジャパン賞 1 者

上記のほか、特筆すべき効果が認められる取組

## 8 表彰の方法

令和7年2月上旬に開催予定の「すみだ未来都市共創会議」内において、表彰状の授与を行う。

## 9 受賞の特典

### (1) すみだ SDGs アワード

表彰状の授与

専門家によるサポート（希望者のみ）

墨田区の媒体（ホームページ、SNS 等）による PR

### (2) セブン-イレブン・ジャパン賞

受賞企業（団体）の取組をセブン - イレブン・ジャパン公式ホームページ内にて掲載 等

## 10 その他

(1) 受賞した企業の取組については、墨田区が行う PR に活用する場合がある。

(2) 応募者が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合等の不正又は不誠実な行為があった場合、虚偽の内容を申請した場合は、表彰の対象としない。

(3) すみだ SDGs アワード又はセブン - イレブン・ジャパン賞を受賞した者は、次年度以降表彰の対象としない。

## 11 問合せ

墨田区産業観光部産業振興課

TEL 03-5608-6186 E-mail sangyou@city.sumida.lg.jp